第４章　未確定の更生債権の措置
未確定の更生債権は存在しない。
第５章　担保権の措置
担保権は存在しない。
第６章　株主の権利の変更等
第１節　株式の取得
更生会社は、以下のとおり、その発行する株式の全部（ただし、次章の定めにより発行される募集株式を除く。）を無償で取得する。
①　更生会社が取得する株式の数
1600株（発行済株式の全部）
②　更生会社が前号の株式を取得する日
次章の定めにより発行される募集株式にかかる払込期間の末日（以下「募集株式効力発生日」という。）
第２節　株式の消却
更生会社は、募集株式効力発生日において、前節の定めに従って取得した自己株式の全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
第１　資本金の額の減少
更生会社は、以下のとおり、その資本金の額を減少する。
①　減少する資本金の額等
8000万円
②　減少の効力発生日
募集株式効力発生日
第２　欠損の填補
資本金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。
第７章　募集株式を引き受ける者の募集
第１節　払込による募集株式の発行
更生会社は、以下のとおり、募集株式を引き受ける者の募集を行う。
①　募集株式の種類　　普通株式
②　募集株式の数　　1000株
③　募集株式の払込金額　１株５万円
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
更生計画認可決定日から１か月を経過する日までの間。ただし、管財人上田及び管財人塚本は、裁判所の許可を得て当該期間を延長することができる。
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　5000万円
⑥　募集株式の割当
募集株式は、次のとおり割り当てる。
社団ツイン　600株
管財人塚本　400株
第２節　剰余金の配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法等
更生会社は、以下のとおり、非拠出対象債権及び預託金債権等以外の一般更生債権に対する弁済資金を調達する。
①　更生会社の手許現預金
②　前章により募集株式を引き受ける者から支払われる払込金
③　社団ツインからの預託金
④　管財人塚本による更生会社への貸付
なお、社団ツインは、新規会員募集を通じて、②及び③の原資を調達する。
また、拠出対象債権については、実行日に、更生会社から社団ツインへの弁済と社団ツインから更生会社への預託が同時に行われ、当該預託金は更生会社の解散時まで社団ツインに対し返還されず、また、社団ツインの解散時まで継続会員に対し返還されないため、更生会社の資金繰りには影響しない。
第２節　予想超過収益金等の使途
予想超過収益金、ガイモに対する債権の回収金及び役員に対する損害賠償請求権の回収金が生じた場合、今後生じる共益債権の支払に充てるほか、更生会社の運転資金及び設備改修資金等に充当する。
第３節　共益債権の弁済
更生会社が、更生手続開始決定日から基準日までに支払った共益債権及び基準日現在の未払共益債権は、別表12「共益債権支払実績及び未払残高表」のとおりである。
未払共益債権及び基準日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。
第９章　定款の変更
更生会社の定款を、更生計画認可決定日をもって、別表13のとおり、変更する。ただし、第７条にかかる定款の変更は、平成27年３月20日に効力を生ずるものとする。
第10章　役員の選任
第１節　取締役の選任
現取締役は、更生計画認可決定日をもってすべて退任する。管財人塚本を取締役に選任するものとし、その余の取締役は、裁判所の許可を得て、管財人上田及び管財人塚本が選任する。
第２節　監査役の選任
現監査役は、更生計画認可決定日をもってすべて退任する。監査役は、裁判所の許可を得て、管財人上田及び管財人塚本が選任する。
第３節　代表取締役の選定
第１節の取締役中、管財人塚本を代表取締役に選定する。
第４節　任期
取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定日以後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
上記の任期内に役員の変更、補充または増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人上田及び管財人塚本が選任または選定する。
変更または補充により選任または選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第11章　本店の変更
更生計画認可決定日をもって、更生会社の本店所在地を、下記のとおりに変更する。
記
石川県小松市里川町１番地